

令和4年度 第3回福岡地方最低賃金審議会

令和4年7月28日(木) 13:30
福岡合同庁舎新館4階労働大会議室

議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県最低賃金について

ア 福岡県最低賃金専門部会について

イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について

ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について

エ 令和4年度地域別最低賃金額改正の目安について

オ 最低賃金改正審議について

(2) 福岡県特定最低賃金について

ア 令和4年度特定最低賃金改正決定申出状況について

イ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

ウ 福岡県特定最低賃金関係労使意見聴取実施要領案について

(3) その他

3 閉 会

福岡労発基 0728 第1号
令和4年7月28日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡労働局長
安達 栄

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金について別添のとおり最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）

2022年6月20日

福岡労働局長 安達 栄 殿

日本基幹産業労働組合連合会
福岡県本部委員長 増田隆男

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,970名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額＝1,018円/時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額＝980円/時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要



2022年6月20日

日本基幹産業労働組合連合会
福岡県本部委員長 増田隆男

福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に伴う労働者総数

1. 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業適用労働者数
(高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼および圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業)
6,970名(2021年12月調査)

2. 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に対する合意者内訳
最低賃金協定 4組合 3,982名(57%)

3,975

2022年6月27日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
福岡地方協議会 議長 三宅 康 宏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 21,520人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

| | |
|--|-------------------------------|
| 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 | 21,520人 |
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 | 9,182人 (42.7%) |
| 最も低い労働協約の金額 | 157,800円/月、7,859円/日、1,003円/時間 |
| 現在適用されている法定最低賃金 | 947円/時間 |

- 5 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
 - ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数



以 上

2022年 6月30日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

自動車総連福岡地方協議会
議長 吉村 淳治

申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 22,800名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 9,904名 (43.4%)

福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

22,800人

(最も低い) 労働協約の金額 = 8,033円/日、1,005円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 957円/時間

5. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申請代表者に対する委任状
- ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



2022年6月30日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

自動車総連福岡地方協議会
販売部門連絡会
委員長 岩屋 英幸



申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,550名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 8,601名 (90.0%)
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,550人
(最も低い) 労働協約の金額 = 7,529円/日、1,004円/時間
現在適用されている法定最低賃金 = 959円/時間
5. 添付書類
 - ①労働協約の写し
 - ②申請代表者に対する委任状
 - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

以上



令和4年6月26日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

北九州労働組合連合会福岡県支部

支部長 西 央



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 15,120名

2. 最低賃金の適用を受けべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
- 以上 約 15,120人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,633名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 15,120名

現在最も低い労働協約の金額 = 900円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 897円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記1の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー(J551)の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上